

第201100133399号
平成23年11月25日

各介護サービスを運営する法人の代表者 様

鳥取県福祉保健部長寿社会課長
(公 印 省 略)

介護サービス事業者の法令遵守の徹底について（通知）

本県の福祉保健施策の推進については、日頃、御理解、御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、新聞等で報道されたとおり県外の介護老人保健施設等を運営する医療法人において、長期にわたり人員基準を満たしていないにもかかわらず、職員の水増しを行い、不正に介護報酬を受領していた等の不正事案がありました。

このような事案は、利用者に対して不利益をもたらすだけでなく、国民の介護保険に対する信頼を大きく失墜させる行為であり、別添のとおり厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長からも、各自治体において、介護サービス事業者の法令遵守について指導を徹底するよう通知があったところです。

当県においても、今夏、西部管内の介護サービス事業者及び障害福祉サービス事業者において、虚偽のサービス提供記録の作成及び居宅介護サービス費等の不正請求が確認されたため、介護保険法及び障害者自立支援法の規定に基づき事業者の指定の取消処分を行ったところであり、今後も、県は、不正請求等の事実があった場合は、厳正に対処することとしております。

貴法人においても、法令遵守を徹底いただき、適切な事業運営とサービスの質の向上に努めていただきますようお願いいたします。

なお、通知の全文については、県のホームページに掲載しておりますので、適宜御参照ください。

長寿社会課 > 介護保険制度関係通達 > 厚生労働省等からの主な通知
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=33772>

(担当)

長寿社会課介護保険担当 秋山

電 話：0857-26-7176

ファクシミリ：0857-26-8127